

件名	愛媛県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	日本国憲法第94条 地方自治法第2条、同法第14条（昭和22年法律第67号）
【改正の概要】	
1 改正の経緯 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の一部が改正されることに伴い、「愛媛県風俗案内業の規制に関する条例（令和6年条例第38号）」の一部を改正する必要が生じた。	
2 改正の内容 (1) 条例第4条第2号エで規定する欠格事由の対象罰条 条例第4条第2号エでは、法における特定の罪を欠格事由の対象としているが、法の罰条が改正される（条数がずれる）ことにより条例の条文改正を下記新旧対照表のとおり改正する。 (2) 新旧対照表	
新	旧
法第49条、 <u>第50条、第51条第1項第4号から第9号まで、第53条第1号又は第54条第1号若しくは第2号に規定する罪</u>	法第49条、 <u>第50条第1項第4号</u> から第9号まで、 <u>第52条第1号又は第53条第1号若しくは第2号に規定する罪</u>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	